28 日獣発第 261 号
平成 29 年 1 月 10 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

**熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について**

このことについて、平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 4268 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、12 月 27 日に熊本県内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似家畜が確認されたことを踏まえ、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、適切な対応がなされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　福田
TEL　03－3475－1601

２８消安第４２６８号
平成２８年１２月２７日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
29. 1. -4
第 500 号

写

２８消安第４２６８号
平成２８年１２月２７日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

昨日、熊本県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、熊本県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日、Ｈ５亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年９月９日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜と判定しました。

これまで、青森県、新潟県、北海道及び宮崎県における発生確認に伴い、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底、さらには、万一発生が確認された場合の迅速かつ的確な初動対応の徹底をお願いしてきたところです。

引き続き、家きん飼養者に対し、これまでの発生事例を踏まえた予防対策を助言・指導いただくとともに（別添参照）、これから年末・年始を迎えるに当たり、①家きん飼養者からの通報を確実に受けること、②その情報を当局動物衛生課を含めた関係者に直ちに共有することなどが確実に実施できるよう連絡体制の再確認を行い、防疫対応の徹底につき遺漏なきよう対応方お願いします。

# 野鳥、ねずみ等の小型の野生動物が侵入し得る経路

※家きん舎の特に外部から確認可能

家きん舎側面の金網の破損

家きん舎側面の金網の破損
（手前は防鳥ネットを設置）

家きん舎側面の金網（所々にホコリがついておらず、
動物が通過していると考えられるマス目あり）

家きん舎側面の
防鳥ネットの破損

# 野鳥、ねずみ等の小型の野生動物が侵入し得る経路

※家きん舎の特に内部から確認可能

家きん舎の壁が一部破損し、
床との間に隙間

（ホコリがなく、動物の通過が
考えられる隙間）

家きん舎の排水口

家きん舎の基礎部分にヒビ割れ